

令和3年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、令和3年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

令和3年度においては、市として重点的に取り組む事項を6項目明示しています。市と委託包括センターが意識共有をしたうえで、事業実施することを目的とし、委託包括センターの事業計画策定の際の参考としていただくよう示していることから、重点事項の取り組み内容について要旨をまとめました。

II 重点的に取り組む事項について事業計画に反映されたもの

1 新規地域包括支援センターの設置と中部地域包括支援センターの基幹型センターとしての役割強化

○あんしんいきいきプラン21（第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画）では、質の高い総合相談の体制づくりとして、直営地域包括支援センターが基幹型センターとしての機能強化と、在宅介護支援センターの地域包括支援センターへの位置づけの変更を示している。

2 令和元年東日本台風災害の影響で被災した高齢者やその家族の支援

○仮設住宅・みなし仮設入居者や在宅被災高齢者等について、地域支えあいセンターと連携し、世帯の状況に応じた生活再建に向けた支援を推進する。

○今後の災害発生を想定し、地域の要援護者の把握に努め、各災害時における支援方法を検討する。

○要支援者の災害時住民支え合いマップの作成に協力する。

3 生活支援体制整備の推進

○生活支援コーディネーターや検討会と連携して、地域資源の把握に努めるとともに、住民の困りごとから地域課題を捉え、住民主体サービス、生活支援、介護予防の自主活動グループづくり、担い手の育成など、高齢者を含めた地域の支え合いづくりを推進する。

○地域ネットワーク会議等の機会を利用して、地域包括支援センターが把握している地域高齢者の実情や、専門的見地からの地域課題の抽出、支援体制の構築に向けた取り組みの提案などを行う。

4 総合相談の充実と介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援・重度化防止の取組の推進

- 適切なアセスメントを行い、活動の再開や新たな社会参加等の目標を一緒に考え、介護予防及び自立支援を目的とした介護予防ケアマネジメントを実施する。
- 身近な相談窓口として、高齢者の生活を軸とし総合的に相談を受けるために、担当職員の資質向上を図り、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めていく。
- 隠れた問題やニーズが発見できるよう、民生児童委員等との連携等のもと、アウトリーチにより、支援が必要な高齢者や家族への予防的対応・早期対応を図る。

5 適正な介護予防アセスメントの実施とフレイル予防の推進

- 利用者の立場に立った柔軟で本人の意欲に働きかけ行動変容につなげられる目標志向型のケアプランが作成できるよう、個々の介護支援専門員へのサポートを実施する。
- 介護予防教室を活用して、介護予防マネジメントでのセルフケアについて、理解を求めていく。
- 生活支援コーディネーターとの情報共有や「通いの場台帳」の活用等により、高齢者や家族への情報提供や高齢者の社会参加の推進に努める。
- フレイル予防に取り組み、高リスク対象者への個別指導や医師からフレイル予防相談会へ誘導するなど予防を推進する。
- フレイル予防の必要性を伝えるため、地区役員等を対象に説明会を開催して、地域公民館ではつらつ体操講座の立ち上げにつなげていく。

6 高齢者虐待防止の対策の充実

- 高齢者虐待対応マニュアルに沿って、関係機関や関係団体との連携を図りながら、迅速で適切な支援が行えるよう努める。
- 虐待ケースの進捗状況について、毎月の会議で定期的に経過や対応方法を検証し、方向性を決定していく。
- 広報誌やサロン活動を通じて、「虐待」と「通報」の啓発を行う。